

だい きしじょうなわてし ちいきふくしけいかく 第5期四條畷市地域福祉計画

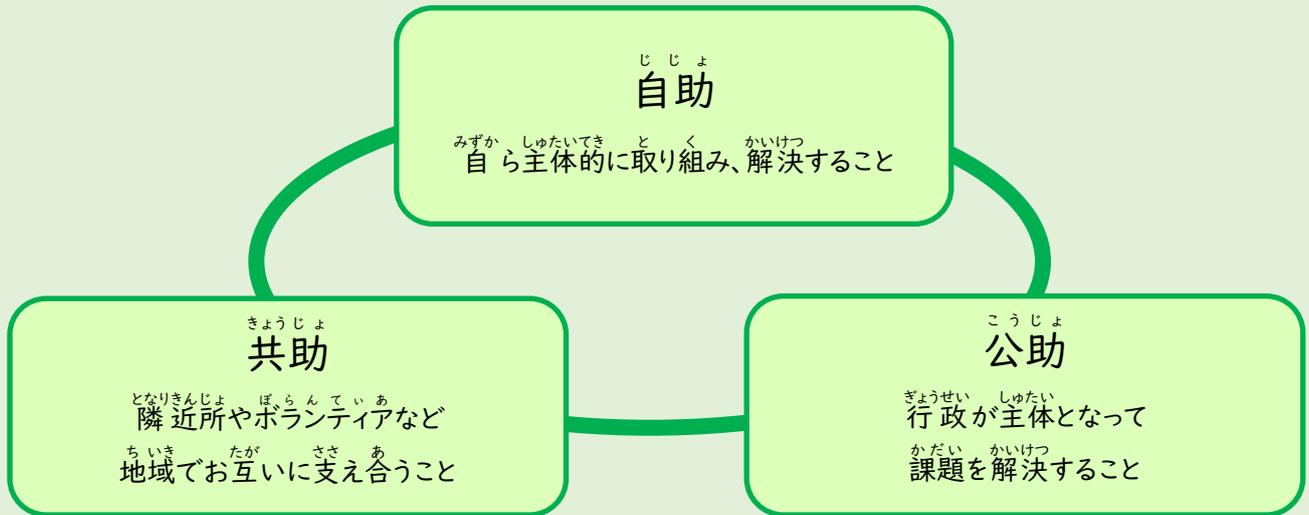
れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど
令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

がいようばん 概要版

ちいきふくし 地域福祉とは

ひとびと て たずさ せいかつ きよてん ちいき ね たす あ ちいき だれ ひと
人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉とされています。

こ ころいしや しょう ひとなど じゅうみん す な ちいき なか ころゆた あんしん く
子どもから高齢者、障がいのある人等すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、住民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させていくことが求められています。



ちいきふくしけいかく 地域福祉計画とは

ほんけいかく しゃかいふくしほうだい じょう もと しちょうそんちいきふくしけいかく いちづ
本計画は社会福祉法第107条に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

ほんけいかく い か けいかく ほうがん さくてい
なお、本計画には以下の計画を包含して策定しています。

じさつたいさくきほんほうだい じょうだい こう さだ しちょうそんじさつたいさくけいかく
○自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」

せいねんこうけんせいど りょう そくしん かん ほうりつだい じょう もと せいねんこうけんせいどりょうそくしんきほんけいかく
○成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」

さいはん ぼうしどう すいしん かん ほうりつだい じょう もと さいはんぼうしすいしんけいかく
○再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

ちから ちいき みんなの力で地域からつくる、 あたた 暖かみのあるまち

ほんし だい きしじょうなわてしちいきふくしけいかく ちから ちいき あたた
本市では、第4期四條畷市地域福祉計画において「みんなの力で地域からつくる暖かみのあるま
ち」を基本理念に掲げ、人と人がつながり、地域の住民が助け合い支え合いの意識を高め、互いに
こえ か しあわ ついきゆう かんきょう すす
声を掛け合いながら、それぞれの幸せを追求できる環境づくりを進めてきました。

ほんけいかく きほんりねん ひ つほんし と まげんじょう かだい とりく せいかとう
本計画においても、基本理念を引き継ぎ、本市を取り巻く現状や課題、これまでの取り組みの成果等を
ふ くに すいしん ちいききょうせいしやかい じつげん けいかく すいしん
踏まえ、国が推進している「地域共生社会」の実現をめざし、計画を推進します。

けいかくきかん れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど ねん くに おおさかふ
計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6か年とし、国や大阪府
どうこうおよ しゃかいじょうきょう へんか かんれんけいかく ちょうせい こうりょ ひつよう おう みなお おこな
の動向及び社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。



きほんもくひょう ちいき ささ あ 基本目標 | 地域で支え合うまちづくり

ちいき せいかつ こうれいしゃ しょう しゃ こ どう せだい ひとびと ふくしいしき いっそうこうじょう
地域で生活する高齢者、障がい者、子ども等あらゆる世代の人々の福祉意識を一層向上させるととも
ふくしじょうほう ていきょう かんけいだんたい とりくみないよう しゅうち ちいきふくしかつどう さんかいよく きょうか すいしん
に、福祉情報の提供や関係団体との取組内容の周知、地域福祉活動への参加意欲を強化・推進し、
たが ぞんざい みと あ も ささ あ いしき
互いに存在を認め合い、つながりを持ち、支え合う意識づくりをめざします。

きほんほうしん 基本方針	しさく ほうこう 施策の方向
ちいき 1. 地域のつながりづくり	ふくしきょういく きょういく すいしん ふくし かくしゅだんたいかつどう かん じょうほうはっしん 福祉教育(共育)の推進、福祉や各種団体活動に関する情報発信
ちいきかつどう なかま 2. 地域活動の仲間づくり	ちいきふくし ささ じんざい はくつ いくせい 地域福祉を支える人材の発掘・育成
ちいきふくしかつどう きょうか 3. 地域福祉活動の強化	じち いかつどうどう しえん ちいき ささ あ みまも かつどう すいしん 自治会活動等への支援、地域での支え合い・見守り活動の推進、 きょうりよくじぎょうしゃ れんけい みまも かつどう すいしん 民生委員・児童委員 かつどう れんけい 活動との連携

基本目標2 包括的な支援体制づくり

市民同士・地域での支え合い・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につながりにくい課題を抱える人に対し、他機関協働による包括的・重層的に支援する体制づくりを進めます。

基本方針	施策の方向
4. 関係各課を横つなぎにする支援体制の整備	各課をまたいだ連携体制の強化
5. 生きづらさを感じる人への支援	生活困窮者支援、さまざまな方に対する自立支援（再犯防止推進計画）、自殺対策（自殺対策計画）
6 権利擁護の推進	虐待対応の充実、サービス利用者の権利擁護と支援、成年後見制度の周知、市民後見人育成の検討

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる仕組みづくり

支援が必要なすべての人に必要な支援が的確に届き、誰もが安心して暮らしていけるよう、行政が主体となって、地域住民や関係団体と連携しながら、災害時の要支援者への支援や相談支援、福祉サービスの提供、権利擁護支援など、様々な支援や支援のための整備を図ります。

基本方針	施策の方向
7. 災害時対策の充実	自ら避難が難しい人の把握、個別避難計画の作成
8. いろいろな人が生活しやすい仕組みづくり	バリアフリーの推進、公共交通体系の確保、移動支援の充実、住宅確保要配慮者の支援

けいかくすいしん お 計画推進に向けて

ちいき たよう せいかつかだい に ー ず たいおう じゅうみん ちいき
地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、住民をはじめとした地域を
こうせい しゅたい ぎょうせい れんけい ひつよう
構成するさまざまな主体と行政が連携していくことが必要です。

す な ちいき ちいき じゅうみん たが ささ あ たす あ あんぜん あんしん
住み慣れた地域で、地域の住民が互いに支え合い、助け合いながら、安全で安心して
く ちいき きず じゅうみん みんせいいいん じどういいん ぼらんていあ
暮らせる地域を築くため、住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、

ふくしせつ ふくしかんけいじぎょうしゃ しゃかいふくしきょうぎかい ぎょうせい やくわり にな きょうどう
福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担い、協働し
うえ かつどう じゅうじつ はか ほんけいかく すいしん
た上で活動の充実を図り、本計画を推進します。

すいしんじょうきょう ていきてき てんけん 推進状況の定期的な点検

ほんけいかく じっこうせい
本計画については、より実効性のあるものと

するために、半期ごとに開催する「四條畷市

福祉計画検討委員会」において計画の進行

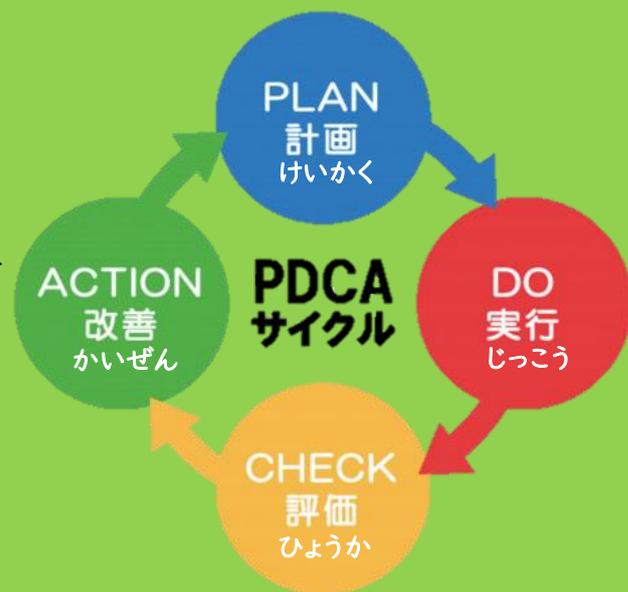
状況を定期的に点検、評価、改善します。

また、PDCAサイクルに基づいて、本計画で

定めた取組みの進捗状況や、その効果を

検証し、施策の充実・見直しについて協議を

すす けいかく すいしん つと
進め、計画の推進に努めます。



資料：厚生労働省

なわてみんなの福祉プラン

だい きしじょうなわてし ちいきふくしけいかく がいようばん 第5期四條畷市地域福祉計画(概要版)

はっこうねんがっぴ れいわ ねん がつ はっこう しじょうなわてし けんこうふくしぶ ふくしせいさくか
発行年月日：令和6年3月／発行：四條畷市 健康福祉部福祉政策課

おおさかふしじょうなわてし なかのほんまち ばん ごう
〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL:072-877-2121・0743-71-0330 FAX:072-879-5955

ホームページ：<http://www.city.shijonawate.lg.jp/>

けいかく しょうさい し こうひよう しまどぐち えつらん
計画の詳細は市ホームページで公表しているほか、市窓口で閲覧することができます。